

神奈川県都市計画街路事業促進協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、神奈川県都市計画街路事業促進協議会と称する。

(事 務 局)

第2条 本会の事務局を神奈川県県土整備局道路部道路企画課内に置く。

(組 織)

第3条 本会は、神奈川県及び都市計画街路事業適用市町村（政令指定市を除く。以下「会員」という。）でこれを組織する。

(目 的)

第4条 本会は、都市計画街路の速やかな整備充実を積極的に促進することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 都市計画街路に関する企画調査及び研究。
- (2) 都市計画街路事業の推進並びに予算の確保。
- (3) 国庫補助事業及び起債の増加拡大並びに事業の促進等について政府その他に対する要請。
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業。

(役 員)

第6条 本会は、次の役員を置く。

会 長	1 名	副会長	2 名
理 事	若干名	監 事	2 名

2 役員は、総会において選出するものとする。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の指名する順位によりその職務を代理する。

3 理事は、会務を掌理する。

4 監事は、本会の業務及び会計を審査し、意見を付して会長及び総会に報告しなければならない。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、2年とする。但し、再選を妨げない。

2 前項の仕事が満了した後も後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

3 役員に欠員が生じた場合、直ちに補充するものとする。但し、会長が特に補充する必要がないと認めたときは、次の改選期まで延期することができる。

4 補充によって就任した役員仕事は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会の議を得て会長がこれを委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を答申する。

(事務局及び幹事)

第10条 本会に事務局長及び幹事を置き、会長が任免する。

2 事務局長は、神奈川県県土整備局道路部道路企画課長があたり、幹事を兼務すると共に、幹事会を統括するものとする。

3 幹事は、会員市町村における主管課長、またはそれに相当する者とする。

4 事務局長は、会長の命を受け、会の事務処理を統括する。

5 幹事は、協議会の事業に参画し、これを運営する。

(書記)

第11条 本会に、書記若干名を置き、事務局長の指名により会長が任免する。

2 書記は、事務局長及び幹事の命を受け、会の事務に従事する。

(会議)

第12条 会議は、総会、役員会及び幹事会とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、次の事項を審議する。

(1) 事業計画及び予算並びに事業実績及び決算の承認

(2) 規約の変更

(3) その他、重要な事項

3 通常総会は、毎年1回開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたときまたは、会員の半数以上の請求があったとき開催する。

4 役員会は、必要により会長が招集し、次の事項を審議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決を要するもので、その委任を受けた事項、または急施を要するため会長が総会を招集する暇なしと認めた事項。

5 前項第2号の規定により議決した事項については、会長は次回の総会に報告しなければならない。

6 幹事会は、必要により会長の承認を受け、事務局長が招集し、次の事項を審議する。

(1) 役員会に附議すべき事項

(2) 事業計画及び予算並びに事業実績及び決算に関する事項

(3) その他、本会の事業推進に関する事項

7 総会の議長は、役員会において選出する。

8 会議は、半数以上の出席がなければ開催することができない。

9 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会計)

第13条 本会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

2 会費は、平等割分担金及び事業費割分担金とし、別に定める基準による。

3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑 則)

第14条 本会の業務を施行するため必要な規定は、役員の議決を得て、会長が定め総会に報告する。

付 則

本規約は、昭和56年11月2日から施行する。

本規約は、昭和58年4月1日から施行する。

本規約は、平成22年6月2日から施行する。